

目次

1 農家民宿って何だろう？	p.2
2 農家民宿を開業するには	p.2
3 農家民宿開業までの流れ①旅館業法（簡易宿所・規制緩和型）	p.3
4 農家民宿開業までの流れ②住宅宿泊事業法	p.4
5 農家民宿に関する法律	p.5
6 情報発信	p.7
7 問合せ先一覧	p.7
8 農家民宿実践者へのインタビュー	p.8

農家民宿開業には魅力がたくさん

人と話すことが好き
新しいことを始めたい

自慢の手料理を食べてもらいたい
多趣味な特技を活かしたい

農家民宿開業の魅力

- 色々なゲストと交流できます！
- 持っている特技や知識、経験を発揮できます！
- 空き部屋を利用して副収入につなげられます！
- 同じ思いをもつ地域の人と協力して、地域を元気にできます！

地域を活性化させたい
地域のことを知ってもらいたい

空いている部屋を活用したい
副収入につなげたい



この手引きは、平成31年3月時点のものです。法令の変更に伴い、内容も変更となる場合があります。

1 農家民宿って何だろう？

農家民宿とは、ゲストに農山村での生活体験や農林漁業体験等を楽しんでもらう民宿です。地域の方と交流し、自然、文化等とふれあいながら、農村にゆっくりと滞在してもらいます。

体験の例

田植え、稲刈り、野菜や果物の栽培作業や収穫作業など

郷土料理作り、こんにゃく作り、うどん・そば打ちなど



竹とんぼ作り、しめ縄作り、まゆ玉作り、昔の遊び体験など

地域の案内・散策、地域の農業者や体験施設の紹介など



農家民宿を開業するために、新たに施設を作る必要はありません※。今ある田畑や野山での体験が、ゲストにとって魅力や楽しみとなります。農山村での当たり前な生活も、都市部の方にとっては新鮮で驚きの連続です。

※建築基準に合致するよう、住居の改修を要する場合があります。

2 農家民宿を開業するには

宿泊料を得て人を泊めるためには、法令に基づいて農家民宿を開業します。旅館業法（簡易宿所）の営業許可または住宅宿泊事業法の届出が必要です。

旅館業法（簡易宿所）の規制緩和や住宅宿泊事業法の施行により、空き部屋一つから農家民宿を始めることができるようになりました。

農家民宿の形態

根拠となる法律によって、開業の形態や開業手続きの流れが異なります。

① 旅館業法（簡易宿所・規制緩和型）の許可を受ける開業 p.3

農業事務所より、農林漁業体験を提供する施設であることの確認を受ければ、客室延床面積基準等の規制緩和が適用されます。

② 住宅宿泊事業法の届出を行う開業 p.4

届出で開業ができます。年間営業日数の上限は180日（泊）です。

また開業には、上記のほか関連する様々な法律を遵守する必要があります。

次ページからの開業までの流れを参考にして、各相談窓口へ相談しながら進めてください。